

大会開催規則

一般財団法人 少林寺拳法連盟

第 1 条 本規則は、一般財団法人少林寺拳法連盟（以下「本法人」という。）における大会の実施・運営に関する事項について定める。

第1章 開催

第 2 条 本法人における大会の種類（主催者と大会名称）は、以下の通りとする。

- （1）本法人 全国大会
- （2）都道府県連盟 都道府県大会
- （3）地区、ブロック、支部（単独・複数）大会 ブロック大会・市区町村大会等
- （4）全日本実業団連盟 実業団大会
- （4）全自衛隊連盟 全自衛隊大会
- （5）全日本学生少林寺拳法連盟 全日本学生大会
- （6）地方学生少林寺拳法連盟 地区学生大会
- （8）全国高等学校少林寺拳法連盟 全国高校大会
- （9）都道府県高等学校少林寺拳法連盟 都道府県高校大会

第 3 条 大会主催者は、大会の目的を明確にし、その達成を目指して大会を企画・運営しなければならない。

第 4 条 本法人は、大会を主催する時は、大会実行委員会を組織する。

- 2 都道府県連盟・各連盟、都道府県高校連盟、学生連盟主催は、大会を主催する場合には、大会実行委員会を組織しなければならない。大会実行委員会は、本法人に開催届を提出し、本法人の指導に従って大会を運営しなければならない。
- 3 前項以外の団体会員が大会を主催する場合には、開催地を管轄する地方審判委員会に報告したうえで、その指導に従って大会を開催・運営しなければならない。

第 5 条 大会主催者（実行委員会）は、必要な情報を出場資格のある者に周知し、広く出場者を募らなければならない。

第2章 出場資格

第 6 条 大会主催者（実行委員会）は、大会の目的に即して出場資格を決定し、それを事前に公表しなければならない。出場資格には以下の内容を必ず盛り込まなければならない。

- （1）本法人の普通個人会員であり、当該年度の登録更新を行っており、休会、謹慎、活動停止等となっていないこと
- （2）当該年度において、本法人の支部（当該年度の登録更新を行い、活動を継続しているものに限る）または本法人が特に認めた団体に所属していること

第3章 審判員・審判団

第 7 条 大会における審判員・審判団に関しては、少林寺拳法審判員管理規程の定めるところによる。

第4章 競 技

第 8 条 大会における競技は、「少林寺拳法競技規則」「少林寺拳法審判規則」「演武審査要領」の定めに従って実施しなければならない。

2 大会主催者（実行委員会）が、前項と異なる取扱いをしようとするときは、以下の区分に従って、各審判委員会の事前の承認を得なければならない。

- ① 全国規模の大会及び各連盟（都道府県、高等学校、学生、実業団など）が主催する大会は、本部審判委員会（窓口は本法人）
- ② その他の大会は、管轄する地方審判委員会

第5章 成績発表及び表彰

第 9 条 成績は、以下の通り扱うものとする。

- ① 本選結果 発表・表示・掲示などの方法により公開することを原則とする。
 - ② 予選結果 公開よりも大会の進行を優先してよいが、問い合わせには少林寺拳法競技規則の定めに従い答えることを原則とする。
- その他については、少林寺拳法審判規則に定める通りとする。

第 10 条 成績優秀者に対する表彰は、最優秀、優秀、優良を用いるものとする。

但し、学校・職域・スポーツ協会（体育協会含む）等の他団体との共催による場合で、他団体が上記と異なる名称、呼称を定めている場合はこの限りではない。

第6章 安 全 管 理

第 11 条 1 大会主催者（実行委員会）は、実施内容、日程に関して、出場者の身心に無理のないよう、事故防止の観点から綿密な計画のもと実施しなければならない。

2 大会出場者が所属する団体の長（支部長等）は、大会出場者の健康状態に十全の配慮をしなければならない。

3 大会主催者（実行委員会）は、万一の事故に備え、医療機関への搬送ルート等を確認しておく等の措置を講じなければならない。

4 大会主催者（実行委員会）は、大会においてケガ、事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに対応し、事故の経過、結果を関係者に報告しなければならない。

第 12 条 大会主催者（実行委員会）は、万一の事故に備えて適切な保険に加入しなければならない。また、大会主催者（実行委員会）は、大会出場者が所属団体等において適切な保険に加入していることを確認しなければならない。

第7章 運用法（乱捕）

第 13 条 大会においては、技法紹介（発表）として実施する場合、または本法人が承認した立合評価法として実施する場合を除いて、運用法（乱捕）を実施してはならない。

2 技法紹介（発表）および立合評価法として運用法（乱捕）を実施する場合の詳細については、別に定める。

細則「大会における運用法技法紹介（発表）実施要領」に準ずる。

第8章 その他

第 14 条 大会主催者（実行委員会）は、大会において問題が生じた場合は、その種類に応じて、実行委員長や審判長の判断により、それらが困難なときは地方審判委員会や本法人に連絡してその判断を仰ぐなどして、適切に対処するものとする。

「付則」 本規則は 2004 年 4 月 1 日より施行する

「改正」 本規則は 2010 年 4 月 1 日より施行する

「改正」 本規則は 2018 年 4 月 1 日より施行する

「改正」 本規則は 2024 年 4 月 1 日より施行する